幽遠隨筆

坤

和書門
類 二六七五八 號
一〇五 函
九 架
二 册

内閣文庫
和書
二六七五八 類
二 號
二二 册
二 函
八 架
(二冊)

内閣文庫
番號 和 26758
册數 2 (2)
函號 212 85

雲筆雜考

内閣文庫

浅草文庫

幽遠隨筆　巻之下

○有獨翁住蝸牛之角郡而與物不諍好幽居而遠避紅塵一杯為友一日倘爾小冠者侍而問於俳諧翁曰俳諧者起往昔連歌之餘興當時為一道事青陽朝羽根搗未通女素商暮晴蛉採童子毋能所知也雖然例之老之操言為謂夫逝水之流者雖水上清濁物汚人而濁砥成抑俳諧者其濫觴自磯城島之道流出天連歌徒分枝流又成俳諧然者古人之此道尓好流松永貞徳山崎宗鑑何最倭歌之道二不暗探其源數島之流緒引浴連歌而灑俳諧此道乎起世理途可也然有志從近来代々之宗匠之從

好風或執實譽花又好太逞姿戀細涸體事如詩躰變倭歌移代見近世之俳諧爾或習中古之風無何之珍氣乎幾度裳有言出者又一節有様仁詞柄等有深意様尓詠出而一句之主意者作者毛不安定增而一座裳無覚悟乎臻請宗匠評秀逸爾副成事多是等者其作者副句意云云之事止難為治定乎宗匠之如何為聞知丹歟將有妬適尋問二最六借謎之様荷為説鮮毛小腹痛是等者其詞體之將有何事故有氣耳聽留爾迷底應成句酔左様之者何某句登聞傳破蜚佳句無左右様柔言成又有名誉者之句等聞豆羽無為差節句茂再吟打誦感導為

様寂浅猿依人而句乎聽物疑依句而社可称人乎裳事也躬恒貫之毋毎度秀歌詠庭不有止古人藻被仰之能々可心得事也亦強欲意詞為新止句意陸俗有失雅情者只心詞軽耳有余情躰乎好者有是等者心十八寸旁可成如此風躰之區々二別不一片裳假篦無遠探濫觴近縄當時人故各自恣詩顔有者如流遠汲人之其流尓下立足乎濡乎指浸而濁其流然者作俳諧事易知俳諧事可難焉冠者云俳諧者平話俗談也何是乎深知不知言尓将至翁曰汝所謂俳諧遠謂平話俗談者此道邇沸并之深意雄毛不知餌竿之無可然節句乎吐計也夫

俳諧為言和歌尓有俳諧躰而雖出古今集無能識
俳諧言事者公任卿毛如何躰乎謂荷可將有不知
屠云経信卿者後拾遺尓入俳諧歌煮手事之悪早
家被知畢止難之奇八雲御抄珥裳公任経信等不
知事末世埜者如何而可辨跡被仰寸然者其為俳
諧躰事極難不知其躰而何信爾俳諧乎佳為以見
予謂知俳諧事難汝謂俳諧越平詰俗談者只吐一
時之風俗之句也其徒不足同論而已我聞汝遊俳
諧之連歌止達能師哉曰否小子任有暇而偶雖交
俳席無為師者不聞一句一言訓唯僅擎御傘照花
火草而知而已出葉之指合象物之去嫌端々喧々

今者未書之小賢尼辨吾聞定家卿有言倭歌無部
匹古人為師和歌者為我朝神代之遺風其擢興遥
遠僅孟津谷窺之難其尚依古人之遺書可學由有
所見況俳諧乎其始遠問者去百年不遠悉其書共
易志今之俳諧徒謂者慣一時之風俗而言句耳何
為求師唯作興不作者當在人止言爾翁點頭而撰

一盃

○或人ふていはく乱のもいふ景物と名付判者
ちゝ長くの賭を出ることあり是は道乃おもむきにて
ひさしにうゑ事も出来る風雅を賭小ちゝ又い
み〳〵かゝ乱例も侍るや古きゑ乱宗匠あるべきも知ら

もとよりなれども何ゝ氏式事撥なれども後鳥羽院建保
乃頃定家家隆ゝなどゝ賦物の連歌をめされしなどの
賭なとゝ出されし歟しかも御會なとゝ出るの筑波問答
ゝなどゝ本撥とゝ人〻又後鳥羽にも何ゝ所伝仏
とゝうやいつる連歌の連歌乃賭とゝ
扇小箱なとゝ拾ゝ
○今の世乃禮服小上下といふものハ秩父重忠頼朝ゝ
小袴ゝ富士壁小狩せ〻時裙乃袖袴の裾長さハ武
士の捷力小益なしとて始ゝ裙し袖一幅を解去裾
を裁て出せ〻を人皆感し以来武家用といふ
又松永弾正素襖し袖を去て出せ〻より時の人皆

なるゝ〻ことを取て用ともいふ去るを宇治拾遺
相之善悪清行又條堀川四宅拾遺ゝれ不又世英
上下出るゝ所乃ゝ
いかゝ〻より用ひ〻服ゝ又見ハのゝれ
○蓮をそちすといふとゆへなれ出ゝ乃実
れ物爭生ると蜂といふ虫の巣ふよく似るゆへ
そちすといふし後拾口伝
○今大路ゝ太平簫を飴を賣者ゝ
さるゝあるゝ宋子京待小
簫聲吹暖賣餳天と作き
○宗祇のいゝ

[illegible]ふとゝ[illegible]ハ[illegible]のゆゑをかなしゝ嘗とけたゝを
ゆゑの中又ハ[illegible]今[illegible]天地ふ[illegible]とゝ[illegible]其乃
うちゝ声の殺一万六千声ハ[illegible]て又[illegible]ふとい
て魚捕うとふ

[illegible]ハ[illegible]ふ乃[illegible]を[illegible]ハ[illegible]と[illegible]

○又云鶉(タヅ)とゝ[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

といふ

乱菊乃花をちらし毛槍の以
れもつて此社を大日霊尊（ヲヽヒルメノミコト）をいとゝ祭り朝日乃
宮と称し長柄豊崎の御世孝徳天皇草創し
給ひし社とうけたまはるなり又倉稲魂（ウカノミタマ）竟とも称かゝて
一日乃旅路とハいへど遠き道を前途山を京の
後海里村をしゝ体こゝろ歩ていつことゆゆ
うんとし旅せし神宮の口ゝ小ゝ出て此所
よハ遊客をもて旅宮の腰をさすりしと今迄
馬竹輿乃街と染て不達者の足を按ゝさすり
竹輿よりおりて細路を左へ行と千種の花盛

なり彼遍昭大ことの古こゝ歌なりし

左右弁妻ゆ生屋生屋を女命を

塚口を過ゝ昆陽の池を見る古ゝよりいふ人生死
みもいろねこもやも人をとうちたゝ死猪名野
を見ていなとゝ中山の街道よりて是
此ゝ見ゝ此池の魚ハ半身一目くと行基菩薩
乃古こと事ゝに友の云ゝ温泉乃記ゝ
いとも浮屠の妄言信ゝ見ゝ子曰ゝ
既小越王の贈餘魚ゝ鱗設ありいゝ
又ゝ見ゝ

よゝ此池ゝ

乃裂鱗

小濱より午の方さゝゐして生瀬川をうちわたる
さゝら山川の姿めなきぬさゝなしてはなはだうつくの
行通ふたるもいとゝ山てゝ四方をはなれて寺院
うつくし　彼方をのぞき乃奇峯うつくしうふ
秋風千古　人あさ人を雲の岩
弁慶の者ゝおしへて是ハ屏風岩あれハ鰹の山
なんといふよ彼方乃地獄もをのゝ見てふやと思ふ
舟坂乃峠小徑ゝ行て少休む右見ゝ風おいの
舟坂山て年月ゝ行ゝ　ゝて　ゝなりゝゝ
よもるも思ふ出て行ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
山なゝ乃ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　

廉明公一出八幡宮ふよい　月　抄

○今俗用ゑ深窓ふ書ひかしゝ娘を箱入むすめ
といふを作られ抄云作原の翁から和歌なゝ井の中
ふ投てうつらう紙ゑ物かきうをしいとおさ紙ゑ作て
箱ゑ入まて書ふとゝゝし今ゑ書ゑ箱入娘とゝ云
○世俗ゑ心腹の者なとに事を打まつるを健ひと
ゝといふも古きことゝ家なゝ　万葉第九詠珠名
娘子歌ゑ健さゝ人ゝ為ゝ一人ゝ人ゝるとよめりゝ
奉とゝ打ひゝゝとは意なり
○箸おりかぐゝ乃兄弟といふる伝説も故なきふ伝
ゝゝ万葉ふ田邊福麻呂哀弟死去作歌

ちゝがなゝれまふゝ　むふゝ　ちゝ　むふゝと行ひ父母ゝゝ
生ゝ生ゝの兄弟と云ゝなゝハ生れ字ゝゝ　むふハ
兄弟なり箸ハ一本ゑ二ツを分ゝゝ白兄弟
といふく
○又世俗ふいさゝうなる物を人ふおくりて座をむ
すいてゝうゝもなゝといふゝゝ抄ふふ伝ふ
ゝ度の者中納言ゝ物ふ講釈ひのゝゝ花乃
ゝゝ山の方ゝ出ゝ抄乃ゝゝ　女ハかくゝめ
おゝゝ紙さいゝハちゝをむゝふゝゝ　ゝふへて作ゝ
ゝ
○女ぶゝゝ男なゝゝゝとふゝゝ狭衣云の素威儀

師ヲ人ヲ重ジ世ヲ
口ゼハ[illegible]ヲ出ス[illegible]ヲ
かくあるらなる口さきを[illegible]
新めとるきよくしてう
○俚語ハ[illegible]かなくるといふ源氏ヲ[illegible]中ねの君
をてはいはいるあさましと[illegible]なくしの人ふら
ごゑをさうるをうめとる
○鄙俗のしくにをもて正しうねをなめんぐうと云
移譜抱朴子云一説所他祇園林ハ玉乃勢をせむ
ひくなめんぐうにはしくとハ一ものとう
○俗女をさして色と云毛詩序疏曰女有美色男子

悅之故經傳之文通謂女人為色云云
○世俗ハあまの命くいふ古事記曰天神御子之御
壽者木花之阿摩比能智坐故是以至于今天皇命
等之御命不長也云云
○又おそろしき人といふをおぢき人なるまとしハ
源氏東屋ハめのといくらしやはしてものつくる
そそやかしおぢき人まといふ古語拾遺云天鈿
女神為名今俗強女謂之於須志此緣也今男女
通也
○白樂天とうの詩抱ヨ出る問答ハ詩文ハ後中書王
乃作也江談云

白雲似帯園山腰　青苔如衣負巖背
年々別悪驚秋鴈　夜々幽聲到曉雞

天暦帝第七御子号六條宮

○江談云玄賓去洛陽赴他國時女人脱衣奉之時
後中書王貝平文藻此詩以後萬人歎伏云云
歌云
三輪川の流れ清けく衣ゑるとちふるゑ
三輪のうとひよ神姫八清くさらされてとゐ八色を
引きをゆるく崇神記曰倭迹迹日百襲姫命為大物
主神之妻然其神常晝不見夜来矣倭迹々姫命語
夫曰君常晝不見者分明不得視其尊顔云云大物主
神八三輪明神之此謡乃趣意なり
○三井寺乃うとひふ所八山風そさくきよ湖乃波といへる
八善光園基良々の発句
○読よ雅波の芦八伊勢乃浜荻といへ乃八敷浦の連歌
前句
まれ名も不ふるてうるなり
雅波乃芦乃ハ伊勢乃浜荻　敷浦
筑玖波集小あう
○蟻通のうたよあよ平のきちさなきるふ秋よな
きてあうしくしも杉りふへきちハ云きてふくよ
てハ云乃ん波くしいて神乃ん波くしいて神乃ん波之

[illegible]

かきくりあはせもちゐぬ大内よりあるいは花はもとへ[illegible]
[illegible]

れるまゝに止めへつゝ[illegible]

○道成寺のゝ[illegible]ごゝ乃庄司といふものゝ[illegible]
[illegible]ごゝハ氏よりハ[illegible]ぢ異名なるべし[illegible]
かゝ寵愛せゝ[illegible]愛子庄司と異名せしなりされハ
文中小庄司姫を[illegible]
なごゝ[illegible]第七

人[illegible]おやゝ乃[illegible]ごゝ[illegible]
又[illegible]馬樂[illegible]門[illegible]

○江談云藤原隆光号大法會師子者其躰極有威儀無心情故称也

○又云源道濟為蔵人之時号藤原頼員荒武藏是也称船路君云云此人不腹立之時甚以優也而甚悪人也仍不可向之船路者天気和順之日甚以優也風波悪之時人不可堪之故称船路君

○半時菴清[illegible]二書一巻と号して門人傳授大秘[illegible]書云

百韻之事百句百餘百吟なといふへきにあらす百韻とハ云て不思議なる事なる為人事[illegible]

大事[illegible]以数清紙以て割る数て雪月花乃

用所明也

表八句裏十四句之十六句と教を定へし

律詩絶句之姿也仍表之趣

起請　轉　合　　四句ノ之五句ノヨリ

一一一一　　轉ノ場　月ノ座也

裏乃月花は座筆へ人を起句轉之所へ極めて

学ぶ之再熟甘心不少仍韻ノ字濟之

墨案百韻八連俳も表八句裏十四句にて百韻故合

ふる法〻杜撰は説をまつけ詩乃律絶小配當せ

人として始る裏十六句と教を定むへしとはめ

み巻にて韻の字涙くといへるもん切詩の百韻ハ

二百句なり毛あるもの童蒙を迷も説案へし既に

古人韻は字を法はせしもの石見髄脳曰和歌乃

歌乃字なと中ハ見若事く事ふ仕しふ韻といふ

事乃ちくさて詩よハ切韻といふものにて韻に

入ぬまを韻乃文字は俳まを陪と韻と

いふるを名れなるを二十一字乃内ふ韻の字なと

中らんいと見若るく漢家の学文なもせぬ物拙

なりなせんとてかこの〻文れもりなと老の

ちよ見ていつるいと見若はるを〻後成の古

来風体の歌も文物の〻〻蒐玖波問答ふいを〻

京極中納言入道も連歌を百韻をとりまるへら

らん聯句をうり顔乃文字あるをさへうりふもドせ事ゟ
ハ〳〵百句等ゟ出て来ル事ハ〳〵と作り出ル服句成
入額とゝゝ中作りめゝ出て又ゝ脇句とゝゝドせう
なるうりを以中付ゝ乱事みて作れて今更事役を於
しても詮なき事ゟ出て作ゝ人ゟ出ハ名ゝ出ハ名ゝ出
ゝゝ古人の詠ゝかゝれとゝ古今集等名序ゟ
大友皇子始而詩賦を好しゝゝ彼漢家乃文をう
つし事日域乃俗と成ル民業一ゝれ作ゝ事ゝて
私ゟ漸ゝ成ゝへゝうしゝゝ和歌連俳皆ゟ国乃俗
なり中華の事ゟ以て猶乱ゝ事一古今好ゟ上ゟ
ゟる代乃明達ゟゝ狂ゝ後をうゝるゝと多ゝ

世ゝゝう無学ゟ智ゟ杜撰説怪あるゝゝゝゝ
○は書ゟ法ゝ〳〵玄春季ゟ中ゟ箱島ゟ各篤の事
ゟ出ゝて表季ゟ用ひ事ゟ不ゟ味ゝ雄畧記ゟ出て
ゝう集ゝ雑ゝ原氏ゟもよゝうゝゝ
愚案ゟ良ゟ第身ゝ事俗諺乃一句をも吐んゝれ
誰ゟ嘗ゝとゝゝ百ゟ多ゟゝハ古人の詠ゝあれて
嘗ゝとんゟる人もゝゝ俳ゝ法ゝ年来嘗ゝと
業ゝ来ゟゝゝ又門人ゟ乃ゟ人ゟ乃足頭の人多ゝ
ゝゝゝう古人事事ゝせゝう故なゝう人ゟ源氏
みもよゝうゝゝなゝう源氏を足ゟ為業の業ゝ
古来に称ゝゝゝもるゝゝ多ゝゝゝ花の色少ゝ〳〵紀

是先喜くに狩同一不の云事なるべき歟
うちふ小うちをせて来るものとなく喜するの
明白なる又万葉集小倉山れ日のうすう乃山れたかうの
之笠乃山ふ鈴さるを中井出孔川魚多のことを
又日集第十春相聞歌云魚多乃まなくに
喜の壁れ茅根の去年の去年を喜ものとよめり
いつれも喜くをかま喜よめる古今不て勝計春季
勿論之又鳥と云説ハ毛詩註云流離鳥也少好長
醜流離鳥異名也ふ鳥ふ説とをそ
八雲抄ふ魚多ハ定家卿も不知之ぐうつき
多くとをそ小ふ事と定むべきぞ又雄略記

本書を見まして未書れをしまよ書ふ一
書云雄略天皇乃御時美作國相見乙人と云人乃
妻子紙負て山中を行とて子を産とをれて早稲
くと呼ぶて死るを人早来鳥と云ハコハ早来と云
ふくをを此説ふかをひ事ふ説民俗ふ入道三代集
口訣ふを狩をを小ふ鳥多
新学ををて知ものをを貞徳ふ傘小鳥多
無用乳といへる俗乃恥をを一言なり
○同書小注云若菜十二種多人乃知ぬるを
仍記之

也雄略記小伐事なるも
雄略記小伐事なるも

古事ハちこく拾茨抄公事根源等ヨ委く出ス事ハ
ちとのものをも秘して門弟ニ伝へ外ニも又秘受し
出すとなる故人ハいとく多二書一巻と称する
この清く〻著述ヨ行ふ芭蕉乃遺書とくるゆ
ゑ〻〻見ル伝る芭蕉乃書之予いとく芭蕉
ゆゑも非ハ非ハ人とたゆ古道のものを雑へ反
事もなきゆゑ清く芭蕉乃名をかり秘して門
人ニ伝へ〻る故ニ〻ハ実ニ〻ハ不幸
といふべし
○催馬楽ヨ「恋乃井ニ」やとうハ人しかけしよ
みをひもさむしみまくさもよしといふを契沖

云ふもひもさむしとハ景行記ニ冷水とある故さ
むさみもさと点せり片うるなれを井の字を誤り
てサニ作り乃乃乃又ニ乃ニをとくよみもひとくひ
損せる乃ニ〻〻異按ルニ〻ハ古事記ニ
器乃字をモヒと點し水器なれを水器(ミモヒ)て汲上る水も
乃ゆゑ〻〻といふ故へし〻〻古事記曰豊玉毘賣之
従婢持(テカタチ)玉器(テムノモヒヲス)将酌水(ウケト)〻〻此玉器といふものハ佐久
なり日本紀ニハ玉瓶(タマノイツルヘ)とあり
○長明ハ発心集ハ古〻し紀書とて〻序文ハ扶
桑拾葉集ニも乃〻れ〻〻ハ長明ハ数人集ヨ玄賓僧乃
逸話乃多〻を〻ふ云ふ乃ハ拾〻〻も〻て作る

となん人乃ぞかめ〳〵ゐりし斗をとゝろくゝ又續古今乃ゝゝよ

山田とゝ[illegible]の[illegible]

[illegible]も彼玄敏のうゝとゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]田ゝ[illegible]守る時もゝ[illegible]

此續古今のうゝとゝ[illegible]不審ゝ長明八久壽元年甲

戌ゝ生ゝ建保四年丙子六月八日小寂ゝゝ[illegible]

續古今集八文永二年十二月廿六日奏覧ゝ[illegible]

長明死後ゝ十年斗後乃集ゝめり

○野守鏡云 有房卿作 保昌ゝをゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

早朝ゝ[illegible]

[illegible]和泉或ゝ[illegible]

よゝあゝゝ

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

○[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

いゝ

[illegible]

[illegible]

千年振神もこゝさハさりなとなれとハの云ちあけの人
○古今著聞集ニ云堀川院御時江師菖蒲を奏り
ける状ニ

進上　水邊菖蒲　大江為武

千年五月五日

此状を殿上ふ出されて人〻よりあと作ける
なれもをんなしきまる人なりけるに師頼ゝ時
弼少将ゝ〻さふらひ給ふ事ゝ作ける

進上水邊菖蒲千年五月五日　大江為武

志ゝを今源順集ニ入るふ

又日ちぬよりてあるふ

進上

右兼之菖蒲　千年五月五日可新

江師ハ菖蒲乃ゝ大やうはゝ〻ゝ順ハ時代遠ニ先
ゝ〻ゝ梨壺五人の〻ゝ人〻匡房〻ゝ和漢の才人〻ゝ自
然の合化なる人〻ゝ松岡玄達云薪寺ハ昔ゝ池
あり男乃池と名付昔大江氏ゝ池乃菖蒲をゝて
ゝ〻ゝ〻ゝ変〻養名ハ端午の池ゝ〻今ゝ〻て
男ゝ池といふ〻ゝ〻ゝ〻の菖蒲の云ゝ〻ゝ時
乃ゝ〻ゝ
○ゝ〻ゝ人〻ゝ〻ゝ赤染衛門ハ平兼盛ゝ〻ゝ也ゝ云ハ非
ゝ〻ゝ其母赤染を連て兼盛ゝ再嫁せ〻ゝ〻ゝ此

説不審袖中抄云江記云赤染衛門時用女也依歴
右衛門志尉等号赤染衛門実兼盛女也云〻離別
彼母之後称有女子欲尋取之所母惜而稱不然之
由相論之間為道撿非違使時用沙汰之間与彼母
密通相住之間弥稱兼盛子之由深称時用兼盛
可合血之由申云〻云其才藝尤可謂兼盛子云〻
志うる時ハ時用へ再嫁せ〻〻
○系子人れ子を多ぐさんとするハ父ゝ血と子乃血
と我合ひよ系子なれ親の血ゝ合と人の子
なれと血ゝ合ぬよなれと世ハ世人芝居なとふ
ゝ用ひこと〻也古さなそ〻ふう系ゝいゝ兼盛乃

合血ぐさといへる即是なり
○今世ゝ古と男〻〻る女をそ〻人〻髪切るあり
さる事もいゝ〻ようちるこふて新撰古とゝ
あひ之まるとゝ〻ふ女のおとゝふ髪切らきぬと
きてけらゝ〻ゝ　大鏡の亂材
引ゝ〻ゝ〻ゝかゝもなゝとゝいゝ〻ゝ我ゆゝ井ふ砌〻ゝすゝ君
とゝゝ〻ゝ〻ゝ〻

○はつかうる女乃子をおろすゆふべ子をうゑ輔
集子

おとこ社人乃ほゝをもたもとおりていろすてしかりけるそ
たゝちを乃ゝるほとをもたもとおりていろすてしかりけるそ

○高井元恒ゝ妻子を産こゝるおりふし雲嶽和尚
そひ来りゆひしこと元恒ゝ母出むえてさるつきことも
けいしゝゝるけいしゝゝ産のさいちゝなること事ともかて
彼水子を懐ふ抱キ和尚ふえをまつせられたとば
うちうちえをひてねえゝるゆるゝとのさまれぬい
とうつゝなんとそいつきことなるをかゝりれす
も世の挨拶ふうゆくおりゝんいとおうゝうみたる

○玄旨法下いちゝ行乃道もたハ部ゝ行のゆもな
くちゝも面白さ景気をふくあゝゞよ紀ゝ鳴立沢乃ゆ
鳴れゝふあゝれの知ゝゝハ自然れ道理ゝおりゝゝ
がゝるハ田舎芸なゝ

○宗易いちゝ土乃抱ハ口ゝゝさゝゝかゝの抱ハ口せ
ゝゝさゞよゝさなゝ

ちゝゝあれ声ゝゝあゝゝて髪剪ゝふ
山へはうゝるふ殺日夢せゝゝれて

不レ如レ歸（ルヘシ）　唖（ナカヌ）　鬚（カウキリ）

かゝゝてゝゝふる山寺ふ一ゝ歩ゝまゝゝるゝ
頃ゝはゝ月ゝゝめつゝゝ嘯いゝゝゝゝに

[illegible]

嵯峨より西山の月もなかばかたむく

旅行吟　伏見乃拂暁

明はてゝ　笹にうつる　伏見くのもの

義仲寺懐旧

古墳なみ　こゝにはたゝ少や　蛙ふく

華　捨山

今も猶　華捨山やはたくゝし

伊勢参宮

てゝ　廣前の　花はたゝ　[illegible]

[illegible]

多賀大社ふぬうきて糸櫛をこゝ

なうるしくいはるゝ　[illegible]

四月朔日大津迄ふゝ

喜しく　夜々の　迄ふやたり　裕

山ハあらしのうふやりくはたのゝ

月ハかんなの月なれとも糸をたゝれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

内閣文庫

さ一生
ごとしやゝ同えはる多の事ハ
苔の根乃長さ表れ寺一体之ふる
ゝて去ル寅之春水之ハまく舟よ
ゝをうよりかゝりくのしまを小
祢寺社のうちふうとをて
起りぬる名をゝ伏之の事歟
海の旅宿之ゝく友鼠赤ゆゝありてゝ
ゝ信ゝ小ゝるもふゝ小ゝ
ゝ引ゝゝ乃別やぬゝ多
洛東所ゝ乃歟

多能する花乃ゝを乃歟ふ多
仁和寺のさゝをゝ
咲ゝゝいゝん御室乃ゝゝ時
ゝ雄山ふゝ体無ふ条して日のゝを
忘ゝ
雪ふゝ乃ゝ乃歟咲ゝ社山路ゝ
二ゝ菴竹阿ト居ふゝ
東武二ゝ庵竹阿ハゝ石蕉門ふ杉ゝ分無行脚
小徑ゝゝてゝゝハ花ふゝゝゝ田
蓑の盆の蓑も脱於和田乃笠杉のかゝもゝ
てゝゝゝなるいゝちをゝ校を入ゝの石

[illegible]諸国[illegible]せ[illegible]といへとも二六乃名[illegible]
[illegible]く十二街中[illegible]なし芦垣の[illegible]をさハ[illegible]
[illegible]里小野の[illegible]さよりもそひ来て月下ハ
門を敲く俄雪中小扉(トボソ)を押[illegible]ハ小橋
なる[illegible]く[illegible]を[illegible]

雪中訪一箭[illegible]庵の道

丹曳[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]ハ古枝より春[illegible]
出[illegible]ハ木榛(ハキ)といひ常乃花[illegible]

枝又花咲ハ木榛[illegible]
[illegible]宗久[illegible]
塚ハ乃木ハ下[illegible]
なり花の色[illegible]
ハ里[illegible]
[illegible]

文塚ハの歌の[illegible]
ハ里の[illegible]
思ひあ[illegible]
[illegible]

僧宗久者平吉氏筑紫人也都土産者至奥松島

自記也普光園基良卿讀之嗟嘆之餘加之跋尾所詠和歌見于新拾遺而下三代之撰集都土産出扶桑拾葉集

○蒸なくとい蒸乃きれる花のなりこれうるを云なり藤並なり波ふるるハそれの見よおなじ

たるを又〳〵〳〵いつる

○短冊青雲紫上下のり青雲紫大略上る用但〳〵紫を賞翫して上ミふなるり所〳〵蒸の宴萩乃會又ハ釈表小紫を用るり故実く細川玄方翁説なり

○さゆりハ小百合又ハあらきたち月ふさうなる物

なれ名付るなり

○山〳〵ハ嵩乃雪をつのゝよもあらたるべし

紙義説小山のあゞ〳〵たるをいとい

○いろは乃中れつ文字八川也片〳〵ふツをかゝも此

略来〳〵万葉第十八家持ふあゞまろ君ごとをを

安我末川君我と中ゝ續日本紀第十五尾張連濱

主表此中ふのゝるゝ分ふもてまるとをを多天

萬川流とかゝ〳〵〳〵 契沖説

○屋作りの母屋を母屋と云ハ音〳〵ハあれおりやの

上略〳〵日本紀万葉をふおりふをりふ〳〵のゝある

ふ准ゝ〳〵母を古語ふおもとをいるハそゝるる恩の音

さゆへなるべしおりやを本としてさるべき所にて
しなとゝ申さるハ乃ふ似たるさて
やとハ付る事へしゝ延喜式小身屋と申ハ
不あり是ハ申ともかゝへたるやかへしゝ
永照四十九日願文　同説
蜉蝣乃夕をかなしゝ八霧も又ゝ乃朝あり
の乃かゝ紙を初る時ハ壽を祈ふ乃ふ文も歎
くへしゝといへゝ共ゝ年を前後のお遣り内
ゝハゝ乃ふして親ふ先ゝ老てゝふれゝよう
かなしゝ八れゝ永照八年ゝ生女ゝ申なゝ
なゝてゝゝゝゝ紙ゝのふゝゝゝゝゝゝを十

二歳乃秋ゝゝゝゝ母ふ抱ゝきゝゝゝゝゝゝのか
なゝ紙ゝのふ抱ゝもゝて朝ゝゝゝ八膝ゝゝゝ紙ゝ夕ふ
ふゝゝゝふゝゝゝはゝれ間ゝ庭右をゝゝゝ五月花
れゝゝゝゝゝ付ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
秋ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

もはらこれを信仰し給ふ方をもて
心をはげまし給ひしとのたまはせ給ひ
ふるよしとなりてしかるにふるいをかをる
ふりて頭はなるあるいはくいとをあるりくはさか
らしてをてみしをを時のうれ物となりぬ
ぬかをしさるあちはるとはいとはりとはいふすん
はるさなるんの乃南八ちしくかはるに唐国の人乃
かう紅ひよ注腸をはくの異はと分ちはるかは世ぬり
るんはしてあふなる絵りかるて既小なるぬ
うにさんなるぬはるるを金色の地蔵菩薩の尊像一體
を造りをり寶篋印陀羅尼経一巻妙法蓮華経一
部八巻を書寫しをりはるるを修り八部乃要文
はるるをやまるるふ修て巻のるるるを付
梅松精舎ふおいて供養しをる佛家ふはるとと
尚るるみるはるるるるるはるはるはるふる
て拙よるるはるとの平龍めるをるるて無垢尊ふて
尚形ぬとるるるるるふるるの玉はるはるるるる
人を九品はるるるるふいるるるるるるるる佛ふるる
るるるるはる

入江昌喜敬白

皆明和五戊子年仲夏中旬

なるるこれ拙しはるを夕ふるるし

きの所くおりたれあるを月ハ学ひとれまし
らひとうてゆるまてあるをまをふ門さ
しゆをて隠遁後ゝ富ハいと面かつゝ
ふさしむ　ひてはしも紫月十日餘なりけ
迷ハ板毎の月いとくるゆゝ見ぬ時ひ
名をおく月も風雨乃さりて持ち抱くて居
うちなりゝ乃をたくい球を清えをひ亦
ひとうゝ心と一日ハ小歩をまて歩謝ゝも
彼なてこのありつゝ小歩
見せゝやふことゝたゝしゝ花ゝの夕
杉もひるゝうゝまひ待て後九月なに

雑　乃ゝめ　杉のくを面を　佛　ゝる
ゝうゝををうしゝまひしゝを住訓し宿
小なゝ紀面新ゝうゝ小杉ひしゝ杉
調度ゝも乃をなをゝ清いさ重ゝる
なんと新多小思ひをゝ所なゝちとなわ
て手沢の信をゝ抱ゝく庵ゝて
ゝむゝ紀生ゝハ風面をゝ乃ゝかゝ紀
いゝを主ゝ所あて不清の高仏ゝ沢し
急佛　抱ゝゝ時ゝそこゝ新ゝ所ゝて
董をゝう茨あを拾ゝゝゝ辺安ひ
ゝくゝ口ゝ小かくゝ主衆ゝをゝ神人

[illegible]

[illegible]

一周忌の追悼

寒食やおもひ出ハ妙次郎

執筆四青[illegible]

[illegible]

父道喜居士五十回忌追悼乃[illegible]

[illegible]

[illegible]

足しまたゝ知るとはゆみ千よせうとゝ飽きてゆられ
ゆるゝうふまてゆふまあひまる事ちとのうかし
らしもかけてきうまし程おそれあるとかゝ
もるとうしゆ口の儿のゝとゝハうかるゝてはゝと
なれおりひをのゝ使て霊前ふゝてまゆるはゝな
うゝふいゝく

昌喜

今ちうゝいそちれまのしかゝ紀ハ
おもひしゝきぬゝゝハ乃ゝ
ゝゝゝハゝきいゝけうき方おれを
いゝゝゝ伝をゝゝ再新
再新ゝきゝて口ゝみのむし乃

ゝくはうゝふゝのまゆゝ
ゝゆゝとおふゝるゝのおゝうゝし
しゝぬゝゝゝ乃ゝゝふれ
ゝゝゝゝぬるゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝの　仲法ゝ

月下清話社序

国ゝ物ゝゝゝ無ゝゝ時ゝゝゝゝ次し
乃事安ゝ時ゝいゝ法乃道ふゝいゝゝ法ゝ聖り
神仏乃道ゝ一乃魔ふかゝつゝ時ゝ行ゝゝ
ふゝのかゝゝしゝゝを一致して無ゝゝゝ

やうに見せしめんとハ彼鐵杵乃砥ふ磨こと
てハかくしてかくの如をまなぶ者ハ牡丹乃実なり
一夜月のかつらの門を敲く者実なる無
ふ今宵月下に清話を小るゝ門をすてて是
を予に示せ一ゝこれ是ある事ハ
之を一の鄙しきを小似るものハ素族のゆゑ安ら
らしめを理りの源をハ緇徒をして悟り一ゝ文
章の虚実を法北方便宗りいへるものし
人を以座右として能ハ解よう達せしおのつから疾
風の手を翔を引くゝ生れ月朗なる人ハ
いてを言い乃年ゆめあるふるはきを去りてを右り

粹んといふ予ういちく不可し必しも鄙言を以く
を始を職るなるれを彩繡乃端しを布を
綴り玉篇ゆをして乃中をかゝるものなりと
此してきゝへを顧き八声れ九風を月まんるゝ

一り詩好士の謡曲を聴く感ある時を
小異塵をもうまし
西行やうれうの答へ百々多
題雪月花
月雪乃かり書ゝ人花ゆり
財ふんといふ人乃送り乃ゝ出ゆを

るゝ乃ぬ　かのまゝうゝ屋や　をとゝ
一不二二奪こと　茄子ハ　瑞象なりと　信用
小ぬゝ　ゝいゝ　ゝ　ゝ　今ふ　於ゝ冨士ハ
赤氣の霊山ふて　不二のいゝ　ゝ　奪
ハゝ　ゝ　ゝを　近勝を　制ゝ　勇ゝて
ゝゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ハ浅漬乃ゆゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
秋を　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　元　の恨
ゝ　ふ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
美ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　

いとゝ秋ゝ尾乃いふせきふ和むくゝ み月の雲ゝ海
とゝゝゝの雲ゝ四月の末よりゝ月ふこゆてふるゝを云
とゝゝゝゝゝを万葉第十
妻されゝ和ゝゝ系越へゝ妹ゝ恋るハ行ゝ和ゝ
ゝゝハ妻ゝ不逢ハ月ゝゝゝゝ和の花のゝゝる
るゝゝゝゝゝハ妻ゝゝゝゝゝゝ乃ゝゝゝゝゝハとゝ
たゝゝゝゝゝゝ

世ニて水は入ル江ニ流レて短命をのうてふよりハ
桜を幸木(サキクサ)といふの民俗ハ入道乃世俗なり蘇とよ
む常のごとくサチサキ通音なり
○一日何某先生ニ問まうしまうて拙ウ乃世俗の
て予白世俗乃ごとくにてのうちに赤壁賦ハ白
露横江ニ水光接天ニと蘇老泉乃ごとくハ賦ハ
古文後集ニも出ル初学ハ童子も東坡の作なる
ものよりハ知る不可ものと蘇老泉ハ同集ハ名三子説
あるて東坡の父なるものよりハ知るものなるべし
小子瞻老泉ハ文字も魯魚なるべしハ去乃者ハ
ものなるべしすべ不審なりと乃作者ハ小先生曰

それハ作者の胡乱絶ものなりて論ずハ作者と嘗
せられてしまうふ予ハ小一書を編ずる
ものなるべしと小さるものやをへきと猶それやさ
ものなるあるハ丹叟ハ文まりてまるものなるべし作ハ
丹叟いまく蘇東坡を老泉といへるものハ石林燕語
ハ東坡眉山乃老人泉といふ伝乃時老泉と
号せるものなるべしかハ東坡竹の絵画も東坡
居士老泉山人乃八篆字ものなるを書中ハ書ハ
せるものより石林燕語ハ葉夢得乃作なれハ人東坡
同時代の人なるべし乃説なるべし作者乃
先小先生乃何ものなるハ詳せず

[illegible]

○三十六人家集の内素性集より

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

本朝遁史蟬丸者敦實親王之雜色也云云敦實親王守多院第八御子也素性清和天時之殿上人云云時代もさせる前後あらざる歟或人云三十六人家集八[illegible]紀書之といふ書[illegible]

予云定家卿詠歌大概も三十六人家集常小家ふるきより[illegible]の集より[illegible]撰集[illegible]

[illegible]

○或人云俗よキヤツメといふハ祭紂メといふ祭紂乃無道をさして人を罵ることゝ云云 按ずるに説あまり忠し純説にキヤツといふこと枕草紙より早苗とる女の里謡をいふ歟云よおれよかやもとゝ云云 [illegible]則キヤツといふこと云カとゝ通いふ[illegible]の俚語く祭紂まてよハ及へからぬ[illegible]於

送よハくをんしきいへて於ちんのもはてそあり

○近衛院御時宇治左府參内之間山上有大袋其袋動之間以隨身被見之処袋中有人開見之中將行通朝臣也袋共咲退散畢此事殿上人戯の所申 以中納言教長の所為通親卿後鳥羽ふ〻〻〻〻為通ら鼻ハ〻〻〻〻鼻なる后の鼻ふ〻〻〻〻

投ぜしに戸を物ゝ人又知らぬ通憲申云祓勸とも
ゆゝしき修祓の時眠なとさるゝ項より垂て眠傾く
時祓主ハ呼ゝそれより祓ひ給ふのゆゝ今一ツハ
ゝゝ代ナ又字ふゝしるゆゝ助老とゆゝ
大暑服足体のゆゝ法人殘せるゝいふ
ゆゝ　同上

○世俗乃児語小魚をトゝといふの是韃靼乃語ゝ
元朝乃王義章系國小来り学文を伝ふより日本
人乃祓を讀ゝ韃靼音小譬る者多しとゝ元大祖
虜人なれゝは人来ゝ魚をトゝゝ云来ゝ
ゝて其主より古ハ其菜といふて十とゝいふ魚乃

或人云芝峰類說南人呼魚曰斗々ト云

事ゝて鮒を小ゝと云ふ京北語小鮒小似る魚ゝ鮒
菜ゝゝ云魚を菜といふゝ日本ゝて真菜とハ魚の
ゝ蔬菜ゝゝ精進料理ゝ礼ゝ今ゝ魚の香を
ゝゝゝ

○俗ニ神ニ示ル事を初穂と云ハ大嘗會ニ授穂
使を遣シ新穀を以て神を祭りしより始る
歟ニ中臣ハ三代実録ニ所鑄作之早穂二十文と
云ハ是ハ初尾と云ハ暗推の誤ル 同上
○又月雨と云ハ源註拾遺云ふ五月ハ雨の
降れば雲なれ常乃雨のゆへ降るなれ
名付ル云ハ是ハ愚按ニ五月ハ雨の降る
ゆへ雨乱乃略語歟ヘし其雨を降るあとい
ひ又古事記ニ氷雨乃蒸ニ小雨なといひて降ル

投壺記

投壺ハ起ル久し〳〵禮記ニ投壺の
篇ありて古ハ漢武乃世ニ人〻むこうハ其壽も
棘乃如くなり〳〵紀を見ルに後ハ長生の
なるゆへ其のゆへ人ニ教ふるハ甚妙ハ今ニ
いたりてきゝもわさふ也〳〵とのハ養由ニ百歩を
ゝ孤を宗寄ニ扇ニ肝ニ中ル事ハ王
侯の前ニ宴乃無を以て赤國ニハ青樓の席ニ
風流士乃ムを恨ル也〳〵ち飄ニ似てかし
ゆへ〳〵ハ詩曲ニ議ニもなく腹ニ赤ニ点を
さゝ〳〵なるゝ喜幸氏ニ奪ハ一つの口
鼻の〳〵ゝ二ツの耳ニ〳〵乃ゝ唯
宴席ニ侍ル樂〳〵ち〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

銭を賭ける小得奕乃技ハ
あるをハ揚弓や其姫唐帝貴妃乃戯ふお
そ小未央の柳をらと〻〻太液乃芙蓉を矢ふな
つく矢乃羽の毛を比翼ハ鳥ふかとうの弦乃
ちらるる連理の枝ふさうなるも系国ふ来り
ていまゝ宴席ふ数ふるを笹ふ只賭を事ひたるも
一拙ふ餓鬼乃名あるゝ百銭ふ牛の異名ゝ殆
博ふをきの謎をれうふ兵ふ揚うはるふ
嬉戯の具多〻と山てもは先ひをのゝ〻鞠
ゝ〻投壺の〻ふをいさ純ふす嗚呼いるるる
投壺〻弓ハ袋ふ納め学ハるをもいて公家を投

壺ふ籌ふ簇(ヤシリ)るをハることなひやるるすなゝ実ッふ
太平乃姿なゝ壺中れふ小豆ふ代たかゝ呉竹
乃矢ふ万ふをいゝ〻て永く君ふ代乃教ふまゝ
とふ

○獨乃下の菖蒲ハ永ふかゝ永ふ根ふ
伊東屋土肥屋ふ肥うをすめ梶原源八分屋乃け
ふ即屋ふ〻〻童謡ふ野槌ふ羅山ふいまゝ長
ハ蒲乃所曹子れふ連投ふるゝ〻ふ先ふふ
伝乃羽ふ毛ふをねを菖蒲ふよてれふ根ふ
とゝ〻伊東屋ふ以下ハ時の大名拵柄の
ふてあるふ〻〻〻〻〻〻

内閣文庫

好の花を書ひえくさいく古稀の祝
筵をまうけ小竹峰庵叙夕さはくふ
ゝ齢も稀なれとも孝子も稀なる人
後世のむ人、千歳の蔵りなる
波多氏、千順賀よ蓋門よいとゝる俳名の
詩をいふものゝ小なるひて一編をおくる
表ハ多年ゝ花ゝゝ尽きず
多鞠ふゝゝ丁と百をかゝへて。
之味線ゝ又蓋家を風ゝ
皆此人乃よゝひなるゝゝ。
杉川氏賀蓋乃ゝゝ

安永三年甲午十一月

浪華書林　心斎橋鹽町　田原平兵衛

国立公文書館
National Archives of Japan